

參考資料

1 計画策定の経過等

年度	月日	実施主体	会議名称・事項等	協議内容等
平成25年度	3月7日	厚生労働省	厚生労働省障害保健福祉関係 主管課長会議	・障害福祉計画に係る基本指針について
	3月17日	県	市町村障害保健福祉関係主管 課長会議	・障害福祉計画に係る基本指針について
平成26年度	5月13日 ～ 5月28日	県	障害福祉計画(第4期)策定に係 る圏域別説明会の実施	・県及び市町村障害福祉計画(第4期)策定に 係る圏域別の説明会の実施
	5月15日	厚生労働省	障害福祉計画(第4期)策定に係 る基本指針の一部改正	・平成26年厚生労働省告示第231号により、厚 生労働大臣が定める基本的な指針の一部が改 正
	5月15日	厚生労働省	地域生活支援事業に係る障害福 祉計画の作成についての一部改 正	・障企自発0515第1号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長通知
	6月16日	県	沖縄県障害福祉計画(第4期)策 定に係る業務の一部を委託	・株式会社沖縄計画機構と計画策定業務の一部 について委託契約を締結
	7月23日	県	障害福祉計画(第4期)策定に係 る成果目標及び各障害福祉サー ビス見込み量等調査について	・障害福祉計画策定に係る成果目標等の調査 依頼
	9月2日～ 9月13日	県	市町村ヒアリング (以降、市町村からの修正報告 及び内容確認。必要に応じて助 言等を実施)	・市町村障害福祉計画策定に係る実績及び成 果目標等の設定に係るヒアリングを実施
	11月4日	厚生労働省	厚生労働省障害保健福祉関係 主管課長会議	・障害福祉計画について
	11月28日	県	第1回沖縄県障害者施策推進 協議会	・沖縄県障害福祉計画(第4期)について (基本指針及び県目標値及びサービス見込み 量の速報値等の報告)
	11月28日	県	障害福祉計画(第4期)に係る目 標値及びサービス見込み量につ いて、厚生労働省へ中間報告	・障害福祉計画(第4期)に係る目標値及び サービス見込み量の速報値の報告
	12月15日	県	沖縄県精神科病院協会との意見 交換	・入院中の精神障害者の地域生活への移行に 係る目標値について意見交換
12月26日	厚生労働省	障害福祉計画(第4期)に係る目 標値及びサービス見込み量の中 間報告集計結果の情報提供	・障害福祉計画(第4期)に係る目標値及び サービス見込み量の中間報告結果の情報提供	

年度	月日	実施主体	会議名称・事項等	協議内容等
平成 26 年度	2月12日	県	第1回沖縄県障害者自立支援協議会	・沖縄県障害福祉計画(第4期)について (基本指針及び県目標値及びサービス見込み量の速報値等の報告)
	2月16日	県	沖縄県精神科病院協会との意見交換	・入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る目標値について意見交換
	2月18日	県	パブリックコメントの実施	・沖縄県障害福祉計画(第4期)(案)についての県民意見募集を実施
	2月18日	県	沖縄県障害者施策推進協議会委員及び沖縄県障害者自立支援協議会委員への意見照会	・沖縄県障害福祉計画(第4期)(案)についての意見照会を実施
	3月	市町村	障害福祉計画(第4期)の目標値及びサービス見込み量の確定	・障害福祉計画策定委員会等における障害者福祉計画(案)の審議等を経て、目標値及びサービス見込み量の確定
	3月16日	県	第2回沖縄県障害者施策推進協議会	・沖縄県障害福祉計画(第4期)(案)に対する意見について ・沖縄県障害福祉計画(第4期)(案)の追加・修正について
	3月24日	県	沖縄県障害福祉計画(第4期)の決定	・障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画の策定(沖縄県子ども生活福祉部長決裁)

2 国の基本指針

国の基本指針（主な改正内容等）

（平成 26 年 5 月 15 日厚生労働省告示第 231 号にて一部改正告示）

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年 6 月 26 日厚生労働省告示第 395 号）

◆ 主な改正内容

1 障害者の地域生活の支援のための規定の整備

「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（平成 25 年 10 月 11 日障害者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性を定める。

2 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備

計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定める。

3 障害児支援の体制整備に係る規定の整備

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、都道府県及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。

4 障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 25 年度末時点における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本とする。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示第 65 号）を踏まえ、都道府県は、平成 29 年度までの目標として、入院後 3 か月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定する。

ア 平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%以上

イ 平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上

ウ 平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から

18%減少

(3) 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。

ア 平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加

イ 全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

(5) 市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に 1 回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じること等を盛り込む。